

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 29 日

各

都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和 6 年 4 月 1 日以降の各加算の当面の取扱いについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実、質の高い発達支援の提供の推進、支援ニーズの高い児への支援の充実、家族支援の充実、インクルージョンの推進、障害児入所施設における支援の充実等を図るため、障害児通所支援及び障害児入所支援において、新たな加算の創設や各加算の見直しを行ったところです。

その中で、一部の加算の算定に当たっては、計画的な支援の提供を推進する観点から、必要となる取組等について個別支援計画に位置付けること、又は個別支援計画を踏まえて別途計画を作成すること等を求めているところ、令和 6 年 4 月 1 日以降の具体的な取扱いについて、下記のとおりお示いたします。

都道府県におかれましては、御了知の上、市町村に周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 令和6年4月1日以降の各加算の当面の取扱いについて

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁告示第3号）」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和6年3月29日付こ支障第94号こども家庭庁支援局長通知）において、算定に必要な要件等をお示ししているところである。

このたびの改定に伴い、別表「令和6年4月1日以降の新設・見直しにより計画の作成等が必要な加算一覧」に記載される各加算の算定に当たっては、計画的な支援の提供を推進する観点から、必要となる取組等について個別支援計画に位置付けること、又は個別支援計画を踏まえて別途計画等を作成すること等を求めているところであるが、個別支援計画への位置付けや別途計画の作成等には一定の期間を要することが想定される。

そのため、令和6年4月については、各加算の算定に当たり個別支援計画への位置付けや別途の作成が必要となる各計画等が、4月サービス提供分の請求を行うまでに実施・作成されることを前提として、当該加算の算定に係る支援の提供を行う時点で個別支援計画への位置付けや別途の計画等の作成がなされていない場合であっても、算定を可能とすることとする。各加算の取扱い及び留意点については別表のとおりであるので参照にされたい。なお、その場合にあっても、当該加算による支援について保護者に丁寧に説明し、同意を得るとともに、各加算の趣旨を踏まえた支援内容とすることに留意すること。

保護者への説明及び同意については、対面を基本としつつ、電話等による説明でも可能とするが、いずれの場合であっても、加算の趣旨等を丁寧に説明するとともに、個別支援計画への位置付けや別途の計画等を作成したのちには、改めて説明を行うこと。

また、加算の算定に当たり、個別支援計画への位置付けが必要となるものについては、個別支援計画の通常の見直し期間（6ヶ月に1回以上）を踏まえ、令和6年10月31日までの間は、別の様式（様式自由）に必要な事項を定めた上で、現行の個別支援計画と併せることにより対応することとしても差し支えないものとする。

なお、令和6年5月以降に新規で利用する障害児については、このたびの当面の取扱いの対象とはならないことに留意すること。

### 2. その他

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における各種加算の創設及び見直しに伴い、事業所の運営規程や重要事項説明書等の変更も必要となると考えられるが、各種書類の変更や利用者への説明等については一定の期間を要すると考えられる。そのため、令和6年4月1日までに全て書類の変更や利用者への説明等が済んでいる必要はないが、その場合であっても、令和6年4月以降、順次、速やかに手続を進めていただくようお願いする。

（「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日付事務連絡）の再掲）

以上